

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(新採用・一般職員用②)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	許認可は、受ける相手方に大きな利益をもたらすため、行政手続法上の許認可に該当するものであれば、許認可を与えた後であっても引き続き利害関係が継続することとなる。
2	自分が契約の事務に携わっている場合、入札の説明を聞きに来ている事業者等は、実際に申込みをするかどうかにかかわらず、利害関係者になる。
3	自己の費用を支払うのであれば、利害関係者と共に飲食をすることは認められるが、自己の費用を支払ったとしても、利害関係者と共に旅行をすることは原則として認められない。
4	職務として利害関係者の事業所を訪問した際に、当該利害関係者から電話やファックスを一時的に借りることは、倫理規程上問題はない。
5	利害関係者の事務所を職務で訪問した際、コーヒーとクッキーをすすめられた。利害関係者から供応接待を受けることはできないので、これらを受けることも認められない。
6	利害関係者から酒食の提供を受けることは禁じられているが、演劇の鑑賞への招待を受けることは、飲食を伴わないので供応接待には当たらず、倫理規程上の問題はない。
7	毎年、伯父の家に親戚一同が勢揃いして正月を祝っていたが、公務員に採用された結果、伯父が利害関係者に該当することになってしまったので、今後は伯父の家に宿泊することもおせち料理を振る舞ってもらうこともできない。
8	たとえ利害関係者に該当しないとしても、職務上関係のある事業者から頻繁に供応接待を受けることは、倫理規程上問題がある。
9	職員が飲食した際の費用を、その飲食の場に居合わせなかった事業者を支払わせることは、その相手が利害関係者でなくても許されない。
10	利害関係者と割り勘で飲食をする場合、あらかじめ倫理監督官への届出を行っていない限り、自己の飲食の費用が1万円を超えることは許されない。